

第5回中小 M&A ガイドライン見直し検討小委員会

日時：令和7年1月31日 15:00～16:30

場所：オンライン会議

当日出席者（順不同）：

山本座長、荒井委員、菅野委員、木俣委員、篠山委員、皿谷委員、渋谷委員、高井委員、橋爪委員、松中委員、山中委員、望月氏（大瀨委員代理）

議事概要：

- ・事務局から資料1、3について説明。その後討議。討議における意見を踏まえ、事務局にて『中小 M&A ガイドライン』における情報共有の仕組みについて」の修正案を検討し、委員から意見を集めつつ、最終化に向けて調整することとした。

委員からの主なご意見：

【情報管理の体制・運用主体のガバナンスについて】

- ・運用主体において、登録審査に係る基準や審査を査定する能力について、信頼性を担保するため、運用主体のガバナンス構築あるいは監査といった仕組みが必要になる。
- ・当該仕組みに信用がないと、情報が集まらないため、情報管理の安全性はとてもポイントになる。

【情報共有の仕組みへの参加コストについて】

- ・当該仕組みへの参加を躊躇する仲介業者・FA などがある場合、別組織での運用や簡易制度などで、より参加しやすくするという方向性も考えられる。
- ・現場の状況を鑑みると、中小の M&A 支援をする会社が簡単に利用できるよう、参加コストを考慮にいたった設計が必要。

【当該仕組みが複数できた場合について】

- ・情報共有の仕組みが複数でき、それぞれが保有する情報が異なるというのは、望ましくない。十分な情報と一定の質を保つ共通の枠組みが、データベースとして機能していく上では重要。
- ・いくつかの運用主体ができるのであれば、その運用主体間での連携みたいなことも、議論になっていくのだろうと考える。

【登録情報の開示について】

・譲り渡し側が登録情報の開示を求めることができないと運用だと思うが、譲り渡し側が、自分が契約した FA もしくは仲介業者に相手方候補者についての登録情報の調査依頼をした場合にはどうなるのか、ルールが必要。

【登録事由について】

- ・「その他譲り渡し側に重大な損害を与えるおそれが客観的な証拠により認められるとき」という要件を設定して様々な情報を登録できるようにすることは望ましいが、その内容や確度は様々であるため、情報共有する前の段階における適切な救済措置や弁明の機会の付与と手続き等の負担にも配慮しないと、価値のあるグレーな部分の情報について登録されなくなってしまう懸念がある。
- ・経営者保証の解除に関してなど、努力義務であっても登録される可能性があれば、仲介業者や FA として、その旨を伝える一步踏み込んだ説明が必要。

【登録された譲り受け側の取り消しについて】

- ・登録された譲り受け側について、体制あるいは経営者が変わって M&A に対する向き合い方が非常に正しいものになってきたときに、どのタイミングで登録を取り消すべきかの基準が必要である。

【譲り渡し側の情報提供について】

- ・適切な M & A をしっかりと実現していくという点においては、個人情報の提供を好まない譲り渡し側経営者からのご理解をいただくことが重要。
- ・そのためには、全ての関係者が守秘義務を徹底し、無関係の第三者に情報が漏れることのないよう情報共有のあり方を構築していくことが必要。

【広報・規律の浸透について】

- ・PMI の重要性について周知を図っていけば、こうした不適切な事案が生まれづらくなるのではないかと考える。
- ・一般の中小企業の皆様が手に届くよう、事業承継・引き継ぎ支援センターでの広報等も含めて、展開していけるとよい。
- ・広報においては、スピーカーの方が正直、なかなかいないというのが現状。金融機関や、商工会議所等の方々からもガイドライン等の規律に係る話を聞きたいという声があるところ、スピーカーの方を育成いただいて、広くお話を聞ける機会にご登壇いただけるような体制づくりも必要。

【その他】

- ・不適切な譲り受け側に関する情報が入手できた際、どの時点であれば取引を止めるのかとかそういった対応については、ある程度はモデル化できるではないか。そういった事例や対応方法などを示すことで混乱を避けられると考えられる。
- ・譲り渡し側ご自身で、譲り受け側を見つける事例も一定の割合を占めているため、客観性の担保等の論点はあるが、そのような方々も参加または利用できる仕組みも考えられる。
- ・事業承継引継ぎ・支援センターへの共有という論点もあるかと思うが、センターに登録されている先も一定のスクリーニングが必要になる。
- ・運営主体が譲り受け側から手数料をはじめとする一切の経済的利益の供与を受けないことが必要となるという記載があるが、M&A プラットフォームは譲り渡し側より譲り受け側から利用料金をもらうケースが多いため、多くの M&A プラットフォーマーは当該仕組みの運用主体とはなれないと考えられる。他方で、M&A プラットフォームには M&A に関する情報が多く集まることから、不適切な譲り受け側の排除に大きく貢献できる可能性があるため、当該仕組みに何らかの形で参加いただくことが重要。
- ・仲介業者によって、取引先管理の基準の厳しさが異なるため、データベースとして有効にするためには、その点を踏まえた質の担保が必要になると考えられる。
- ・問題が生じる前に情報を共有するためには、迅速に登録できる仕組みが必要。
- ・仲介業者・FA にとって、ご紹介いただいた先を登録するというのは難しい面があるので、登録事由や守るべきルールにおいても、紹介元との関係性も考慮に入れる必要がある。